

車いすの貸与に関する契約書

貸与人社会福祉協議会長（以下甲という）と借受人申請者（以下乙という）は車いすの貸与について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 乙は善良な管理者の注意をもって貸与された車いすを維持、管理するものとし、当該車いすを他の目的に使用し、または転貸してはならない。

第3条 乙は車いすの全部または一部を棄損、あるいは滅失した場合は直ちに甲に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第4条 乙は車いすを許可された期日内に甲に返還しなければならない。

第5条 乙は申請書（様式第1号）により許可された期日を越えて車いすを使用したい場合は、甲に状況を報告し、その指示にしたがわなければならない。

第6条 甲は乙が前記各号に違反したと認めるときは、その返還を命じることができる。

第7条 甲は車いすの貸与にあたっては、社会福祉協議会事務局において引き渡すものである。

第8条 その他契約変更、中止等この契約に定められていない場合は、契約締結の趣旨に従い甲乙協議の上決定する。

第9条 契約起案を令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日までとする。

また、それ以降必要な場合は再契約手続きをする。この契約書は2通作成の上、甲乙記名捺印し各自1通保有する。

甲 住 所 珠洲市飯田町5部9番地
珠洲市社会福祉協議会 会長 表 啓一

乙 住 所 _____町_____

氏 名 _____(印)

車いすの貸与に関する契約書

貸与人社会福祉協議会長（以下甲という）と借受人申請者（以下乙という）は車いすの貸与について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 乙は善良な管理者の注意をもって貸与された車いすを維持、管理するものとし、当該車いすを他の目的に使用し、または転貸してはならない。

第3条 乙は車いすの全部または一部を棄損、あるいは滅失した場合は直ちに甲に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第4条 乙は車いすを許可された期日内に甲に返還しなければならない。

第5条 乙は申請書（様式第1号）により許可された期日を越えて車いすを使用したい場合は、甲に状況を報告し、その指示にしたがわなければならない。

第6条 甲は乙が前記各号に違反したと認めるときは、その返還を命じることができる。

第7条 甲は車いすの貸与にあたっては、社会福祉協議会事務局において引き渡すものである。

第8条 その他契約変更、中止等この契約に定められていない場合は、契約締結の趣旨に従い甲乙協議の上決定する。

第9条 契約起案を令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日までとする。

また、それ以降必要な場合は再契約手続きをする。この契約書は2通作成の上、甲乙記名捺印し各自1通保有する。

甲 住所 珠洲市飯田町5部9番地
珠洲市社会福祉協議会 会長 表 啓一 ㊟

乙 住所 _____町_____

氏名 _____

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

珠洲市社会福祉協議会長 殿

住 所

氏 名 印

電 話

対象者との続柄 ()

車 い す 貸 与 申 請 書

下記のとおり、車いすを利用したく、珠洲市社会福祉協議会車いす貸与事業実施要綱第3条の規定に基づき、申請いたします。

利用期間中に破損、汚損、消失等あった場合は、その程度に応じて修理、賠償して返却いたします。

記

対象者氏名		男・女	年齢	
対象者住所	珠洲市			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			

局長	次長	合議	担当

貸与 自・介・短・体 No. _____